# ~ 出張報告 ~

## インドネシア現地調査報告

国際協力部教官 毛 利 友 哉

国際協力部は、2013年5月19日から同月24日まで(移動日を含む。),野口元郎部長,三浦康子教官及び当職をインドネシアのジャカルタに派遣し,同国に対する法制度整備支援の内容や方法について検討するための調査(以下「本件調査」という。)を実施した。

本件調査は、当職にとっては、国際協力部への着任後、初めての海外出張であり、本稿は、そのような立場から、上記調査について報告させていただくものである。

## 第1 はじめに

### 1 背景事情

インドネシアは、2億4000万人以上という世界第4位の人口を擁する大国であり、ASEAN事務局本部が置かれるなど、ASEANにおける存在感も大きい。「法制度整備支援との関係では、独立行政法人国際協力機構(以下「JICA」という。)の和解・調停制度強化支援プロジェクトが2009年3月に終了したものの、国際協力部は、その後も、同国の裁判官を我が国に複数回招へいするなど、インドネシアの司法セクターに対する支援活動を継続してきた。そのような中、2より同国のニーズに即した支援活動を実現するという観点から行われたのが、本件調査で

1 なお、本年は、日・ASEAN 友好協力 40 周年に当たる。 2 インドネシアは、2013 年 5 月に策定された「法制度整備 支援に関する基本方針」(改訂版)においても、国別実施 方針が定められている。 ある。

#### 2 日程

主な訪問先3は、以下のとおりである。

5月20日(以下「1日目」という。)

最高裁判所

5月21日(以下「2日目」という。)

司法研究開発研修所(以下「司法研修所」という。)

5月22日(以下「3日目」という。) ジャカルタ中央地方裁判所 最高裁判所

国家開発計画庁 (バペナス)

5月23日(以下「4日目」という。) 法務人権省

## 第2 調査結果

### 1 1日目

最高裁判所では、スワルディ最高裁准長官(以下「スワルディ准長官」という。)及びアグン最高裁判事(以下「アグン判事」という。)らと協議を行った。

#### 2 2日目

司法研修所は、ジャカルタから車で1時間半程度 の距離にあるボゴールという都市にある。ボゴール は、蒸し暑いジャカルタと比べると幾分か過ごしや すく、研修に適した土地であるように感じられた。

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> インドネシア側関係者との協議を行ったものだけを記す。

協議には、1日目に引き続き、アグン判事が出席されたほか、 $^4$ ヌルディアナ司法研修所長、 $^5$ マルヅキ司法研修所長代理、 $^6$ アブドゥラ司法研修所付判事 $^7$ が同席された。

この日の協議では、アグン判事から、知的財産事件や倒産事件等を取り扱う商事裁判所。裁判官の資格付与研修の実情や課題について説明があった。

協議後、ヌルディアナ司法研修所長らが施設を案内してくださった。司法研修所の敷地は7~クタールにも及び、多数の教室や図書館のほか、140名程度を収容できる講堂、職員の官舎、講師用宿泊施設、研修員用宿泊施設があった。さらに、敷地内にはモスクもあり、人口の9割近くをイスラム教徒が占めているという事実を改めて感じさせられた。



(司法研修所の建物の一部)

#### 3 3日目

#### (1) ジャカルタ中央地方裁判所

ジャカルタ中央地方裁判所には, 商事裁判所が

<sup>4</sup> アグン判事は、最高裁判事に就任する前、司法研修所研修部長を務められていた。

設けられており、<sup>10</sup>スハルト所長のほか、ナワウィ判事及びスティグノ判事から、商事裁判所の実情等について説明を受けた。<sup>11</sup>

説明によれば、知的財産事件の中では商標権に 関する事件が多く、破産事件の中では債権者申立 ての事件が多いとのことであった。また、商事裁 判所裁判官は、資格を取得して直ちに同裁判所裁 判官に任ぜられるわけではなく、この間のブラン クの克服が課題となっていることが指摘された。

なお、当日は、債権者申立ての法人破産事件の期日が入っており、破産に反対する当該法人の従業員らが、裁判所の敷地のすぐ近くで大規模なデモを繰り広げていた。12その影響で、裁判官らへのインタビューは中断を余儀なくされ、当職らが裁判所関係者らとともに車で裁判所を出る際も、警察官らが時間をかけて通路を確保し、大勢の人が取り囲む中を脱出することとなった。



(ジャカルタ中央地方裁判所にて)

## (2) 最高裁判所

最高裁判所では、司法研修所及びジャカルタ中 央地方裁判所での議論を踏まえ、スワルディ准長

 $<sup>^5</sup>$  2010 年 12 月に国際協力部が受け入れたインドネシアの IP Study Tour の参加者。

<sup>6 2010</sup>年10月に国際協力部の招へいにより実施された共同研究の参加者。

<sup>&</sup>lt;sup>7</sup> 2012年10月に国際協力部の招へいにより実施された共同研究の参加者。

<sup>&</sup>lt;sup>8</sup> 日本の裁判所における専門部又は集中部のような位置 づけである。

<sup>9</sup> 商事裁判所裁判官となるためには、裁判官として一定の 経験年数を積んだ後、司法研修所で研修を受講した上、一 定の基準をクリアする必要がある。

<sup>10</sup> 商事裁判所は、ジャカルタ、スラバヤ、スマラン、メダン、マカッサルの5つの都市に設置されている。ただし、事件数をみると、ジャカルタへの集中傾向が顕著であり、地方都市の事件数は、年間数件程度にすぎないとの話もあった。

<sup>11</sup> アグン判事も途中から同席された。

<sup>12</sup> 演説だけでなく、音楽も流れており、音量も相当なものであった。他方で、参加者らがデモそのものを楽しんでいるような雰囲気もうかがわれた。

官及びアグン判事らと、支援を必要とする分野を 改めて確認し、差し当たって知的財産・倒産・民 事執行・民事保全の各分野の支援が必要であるこ とについて、先方と認識を共有した。<sup>13</sup>地方出張 中の最高裁長官へは、スワルディ准長官から御報 告いただくこととなった。

#### (3) 国家開発計画庁 (バペナス)

司法分野担当のクリスティオノ課長<sup>14</sup>に御対応 いただいた。

同課長及び補佐の方<sup>15</sup>からは、パワーポイントで、インドネシアの国家長期開発計画(2005 年から 2025 年まで。)において司法改革が 5 つの柱の一つとされていること、国家中期開発計画フェーズ2(2010 年から 2014 年まで。)では、14 の重要課題を設定しているところ、その筆頭にグッドガバナンスの実現が挙げられていることなどを御説明いただいた。また、前記(2)の要支援分野については、クリスティオノ課長らの考えとも合致した的確なものであるとのコメントをいただいた。

#### 4 4日目

法務人権省では、一般法運用総局、立法総局、知 的財産権総局、人権擁護総局の代表者ら(各局2ないし3名)と協議を行った。

インドネシアでは、行政による法律の適用に問題があると指摘されることもあるが<sup>16</sup>、今回の法務人権省関係者らとの協議からは、上記のような問題の解消に通ずる意識を有する者が、行政の責任あるポ

ストを務めていることが判明した。この点は,一つ の収穫であったように思われる。

## 第3 終わりに

本件調査によって、インドネシアの司法セクターに対する支援対象分野は、ある程度特定されたといえる。他方で、同国の司法に関しては、従前から、裁判の予測可能性欠如といった根本的な問題も指摘されているところであり、今後は、こうした問題を解消することも念頭に置きつつ、詳細を詰めていくこととなろう。17

本件調査に際しては、在インドネシア日本国大使 館及びASEAN 日本政府代表部の皆様、JICA ジャカ ルタ事務所・ジャカルタジャパンクラブ・JETRO の 関係者の方々に御協力をいただいた。

特に、在インドネシア大使館の新谷直之専門調査 員には、本件調査前からアポイントメントの関係等 でサポートをしていただき、本件調査中は全行程に 御同行いただいた。

また、本件調査では、インドネシア側関係者の中に、ヌルディアナ司法研修所長をはじめ、国際協力部の研修等への参加者が多数いらっしゃったことも印象的であった。どなたも我が国の支援に好印象を持たれている様子であり、支援の歴史を感じるとともに、一つ一つの研修等の積み重ねの重要性を再認識させていただく機会ともなった。

最後に、これまでのインドネシアに対する法制度整備支援に関わられた皆様を含め、様々な形で本件調査に御協力くださった方々に深く感謝を申し上げ、本稿を終えることとしたい。

以上

<sup>13</sup> なお、知的財産分野については、我が国の特許庁が、インドネシア法務人権省知的財産権総局を相手として、JICA スキームによる知的財産権保護強化プロジェクトを実施している(協力期間は、2011年4月から2015年4月まで。)。同プロジェクトとの重複を回避しつつ、相乗効果を上げられるような形での支援とすることの重要性についても、認識を共有した。

<sup>14 2003</sup>年の国際協力部インドネシア研修の参加者。

<sup>15</sup> 神戸大学大学院への留学経験者。

<sup>16</sup> 例えば、法律の規定があいまいで運用する人によって結論が異なるとか、法律の規定を骨抜きにするような下位規範が制定されるなどといった問題点が指摘されることがある。

<sup>17</sup> このような姿勢は、グッドガバナンスの実現を筆頭課題 としているインドネシアの国家中期開発計画フェーズ 2 にも沿うものと考えられる。